

沖縄県農山漁村振興交付金事業補助金交付要綱

制 定 令和 4 年 5 月 27 日 付け 農計 第 47 号
最終改正 令和 7 年 2 月 28 日 付け 農計 第 1407 号

(趣旨)

第 1 条 沖縄県農山漁村振興交付金事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、国の農山漁村振興交付金交付等要綱（令和 3 年 4 月 1 日 付け 2 農振第 3695 号農林水産事務次官依命通知）、農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領（令和 5 年 4 月 1 日 付け 4 農振第 3520 号農林水産省農村振興局長通知）、農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）実施要領（令和 3 年 4 月 1 日 付け 2 農振第 3729 号農林水産省農村振興局長通知）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和 31 年農林省令第 18 号。以下「交付規則」という。）、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和 47 年沖縄県規則第 102 号。以下「規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付対象及び補助率)

第 2 条 知事は、別表の補助事業者の欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

- (1) 最適土地利用対策モデル支援事業
- (2) 情報通信環境整備対策事業

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

(補助金の交付申請及び提出期限)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、補助金交付申請書（別記様式第 1 号）を、毎年度知事が別に定める日までに、関係書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつその金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付決定の通知)

第4条 知事は、前条第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対し、その旨を通知するものとする。

(申請の取り下げ)

第5条 補助事業者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認及び流用の禁止)

第6条 補助事業者は、第4条の規定により交付決定を受けた内容について、次の各号のいずれかに該当する変更等をしようとするときは、別記様式第2号による変更等承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費ごとの配分された額を変更しようとするとき。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、別表に掲げる重要な変更に限る。
 - (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、この場合において、変更承認に併せて補助金の交付決定額の変更を必要とするときは、補助金の交付の変更の決定通知を行うものとする。
- 3 知事は、前項の承認をする場合において必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 補助事業者は、別表の補助対象経費の欄に掲げる各事業に係る経費の相互間の流用をしてはならない。

(事業遅延の届出)

第7条 補助事業者は、当該事業が予定期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(遂行状況報告)

第8条 補助事業者は、補助金の交付決定通知のあった年度の各四半期（第4・四半期は除く）の末日現在における事業の遂行状況について、当該四半期の最終月の翌月の15日までに遂行状況報告書（別記様式第3号）を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は別表の区分欄1の1(2)又は2の事業に着手したときは、工事着手報告書（別記様式第4号）を、工事が完成したときは工事完成報告書（別記様式第4号）を直ちに知事に提出しなければならない。
- 3 前各項に規定するほか、知事は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認め

るときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

（事業の補助金交付決定前着手届）

第9条 補助事業者が、やむを得ない事情により補助金等の交付決定前に補助事業に着手する必要がある場合には、その理由を記載した補助金交付決定前着手届（別記様式第5号）を知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第10条 別表の区分の欄に掲げる事業を実施する補助事業者に係る規則第12条に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、当該補助事業者は、補助事業完了の日から起算して、30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は前項の実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 補助事業者は第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額報告書（別記様式第7号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又ははない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により知事に報告しなければならない。

（補助金の確定通知）

- 第11条 知事は、前条に基づく実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助金事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者にその額を通知する。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は、90日）以内と期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(額の再確定)

第12条 補助事業者は、前条第1項の規定による額の確定通知を受けた後、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、知事に対し、改めて第10条第1項の規定による報告を行うものとする。

- 2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、改めて実績報告書等の書類の審査、必要に応じて行う現地調査等を実施し、当該実績報告書等に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。この場合においては、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(補助金の交付)

第13条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、別記様式第8号-1による支払請求書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の概算払を受けようとする場合は、別記様式第8号-2による概算払請求書に前項の支払請求書を添えて知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第14条 知事は、次に掲げる場合には、第4条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事業の変更等により、補助金事業の全部または一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取り消しをした場合において、既に当該取り消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 知事は、第1項第1号から第3号の規定により前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第11条第3項の規定を準用する。

(財産の管理)

第15条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

ない。

- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国及び県に納付させることができる。

（財産の処分の制限）

第16条 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号及び第5号の大臣の定める財産は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものとする。

- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第21条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
- 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 4 前項の承認については、前条第2項の規定を準用する。

（補助金の経理）

第17条 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び収支を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。
- 3 補助事業者は、取得財産について、当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第9号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

（間接補助金交付の際付すべき条件）

第18条 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第6条から第18条までの規定に準ずる条件を付さなければならない。また、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- (2) 間接補助事業者は、(1)により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

（間接補助金交付に係る補助事業者の義務等）

第19条 補助事業者は、間接補助事業者が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を十分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。

(事業の効率的推進)

第20条 補助事業者は、本要綱の補助事業に係る間接補助金等の交付の決定をする場合においては、本事業の効率かつ重点的な推進が図られるよう留意するものとする。

(書類の経由)

第21条 この要綱に基づき知事に提出する書類は一部とし、所轄農林水産振興センター又は農林土木事務所を経由しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和4年5月27日から施行し、令和4年度予算から適用する。

附 則

本要綱は、令和5年5月16日から施行し、令和9年3月31日に失効する。ただし、この要綱に基づき同日までに交付を決定した補助金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

本要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度予算から適用する。

附 則

本要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度予算から適用する。

別表（第2条関係）

区分	補助対象経費	補助率	事業実施主体		重要な変更	
			補助 事業者	間接補助 事業者	経費の配分 の変更	事業の内容 の変更
1 最適土地利用対策 モデル支援 事業	補助事業者が農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領に規定する次に掲げる事業に要する経費並びに農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域協議会が農山漁村振興交付金（最適土地利用総合対策）実施要領に規定する次に掲げる事業に要する経費について補助事業者が補助する場合における当該事業に要する経費		市町村	農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域運営組織、地域協議会	補助対象経費ごとの配分された額の変更	1 補助金額の変更 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体又は事業実施期間の変更 3 事業の追加又は廃止
	1 最適土地利用総合事業					
	(1) 最適土地利用推進事業	①土地利用構想の概定、実証事業、土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組、省力化機械の導入 定額 (上限1,000万円) ②粗放的利用体制整備 定額 ア 放牧：10,000円/10a イ 蜜源等：10,000円/10a ウ 緩衝帯整備：5,000円/10a エ ビオトープ：5,000円/10a オ 計画的な植林：5,000円/10a (ただし、中山間地域等直接支払交付金の交付対象農用地は助成の対象外とする。) ③農用地保全等推進員の措置 定額 (上限250万円) (1)は原則2年以上とし、①及び③は5年間を上限、②は定着支援として3年間を上限とする。 8/10以内 (上限2,000万円)				
	(2) 最適土地利用整備事業	①粗放的利用のための条件整備 ②農用地保全のための基盤整備 ③農用地保全のための農業環境整備				

		(2)は原則2年以上とし、5年間を上限とする。				
2 情報通信環境整備対策事業	補助事業者が農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）実施要領に規定する次に掲げる事業に要する経費 1 計画策定事業 計画策定支援事業	①事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入規格選定等に関する技術的検討 定額 ②①の技術的検討に当たって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査（調査に必要な機器の設置を含む。） 定額 ③専門家の派遣、ワークショップ 定額 ④整備計画の策定 定額 計画策定事業は原則2年以内	市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同連合組合会、土地改良区、土地改良区連合、農業者の組織する団体、地方公共団体などが出資する法人又は地域協議会		補助対象経費ごとの配分された額の変更	1 事業費の3割以上の増減 2 事業実施主体又は事業実施期間の変更 3 事業の追加又は廃止